

農地取得に係る下限面積の緩和等について

1 農地法第3条許可要件に係る下限面積について

- ・ 下限面積は、農地の権利移動（所有権の移転、賃借権の設定等）を許可するための要件の一つ
- ・ 原則として権利取得後（自己所有農地や借地を合算）において 50 a 以上となることが必要
- ・ ただし、農業委員会が省令で定める基準に従い区域ごとに別段の面積を定め公示することで、下限面積の引下げが可能

別段面積の設定基準（施行規則第17条）

- 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域であること。
- 設定区域内において設定面積未満の農地を耕作している者の割合が概ね 40%を下らないこと。
- 別段面積の単位は a で、10 a 以上であること。（以上第1項）
- なお、耕作放棄地が相当程度存在するなどの場合においては、事実上の撤廃が可能（平成 21 年法改正）（第2項）

- ・ 平成 27 年 10 月、県農政部長から各市町村農業委員会に対し、新規就農の促進及び「農ある暮らし」を推進する観点から、別段面積の設定による下限面積の引下げを文書にて依頼

〔各市の別段面積設定状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）〕

市 名	設定状況	市 名	設定状況
長野市	10, 20, 30, 40	中野市	30, 40, 50
松本市	20, 30, 40, 50	大町市	10, 30, 50
上田市	20, 30	飯山市	20, 30, 40, 50
岡谷市	20（全域）	茅野市	20, 30, 40, 50
飯田市	20, 30	塩尻市	20, 30, 40, 50
諏訪市	30（全域）	佐久市	30, 40, 50
須坂市	30, 40, 50	千曲市	20, 30
小諸市	30, 40, 50	東御市	30（全域）
伊那市	30, 50	安曇野市	30, 40, 50
駒ヶ根市	40, 50		

2 個人住宅の農地転用面積基準の廃止（平成 28 年 4 月 1 日から）

「農地転用許可基準の運用について」（昭和 55 年 10 月 1 日付け農政部長通知）において、地方創生の観点などから、多様な「農ある暮らし」を推進し、県内の移住人口の増加に資することなどを踏まえ、「個人住宅の転用面積基準」を廃止する。

個人住宅の転用面積基準

一般住宅 500 m²
農家住宅 1,000 m²



廃 止

今後は、転用面積の必要性により判断する。